
◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第9、議案第77号 静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第77号 静岡州市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 組合が・・・、1つ抜けたというか、共通で事務をやっていると思うんですが、そこら辺の財務的なものはどういうふうに変わっていくのか、あるいは、各市町で***に関して、****。そのあたりは・・・。

○総務課長（高橋良延君） この相寿園管理組合が解散したという、この解散の理由については、特に、こちらの・・・、各市町もそうですけれども、そういった情報は入ってございません。ただ、そここのところを解散する・・・、要するに脱退するというようなことを連絡が来たということ、事務局から連絡が来たということでございますので、それをもって今回の議決という形で、お願いをしたものでございます。まあ、財務状況等については、こちらは情報は入っていません。

○7番（高柳孝博君） あの、脱退した組合の財務じゃなくて、残る事務組合の財務・・・、というか、負担金とかなんかがあるのであれば、そこら辺もやっぱり変わってくるのではないかと・・・、そのあたりも変更とかなんかもあるんでしょうか。

○総務課長（高橋良延君） こちらのかかる市町総合事務組合の負担金が変わるかどうかについては、今のところまだ把握はしてございません。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑はないようであります。質疑を終結したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井 要君) 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第77号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時56分)

○議長(藤井 要君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)
